

みんなで健康マイスター事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、誰もが毎日を健康で、生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、県民が主体となって健康づくりに取り組む「みんなで健康マイスター」の普及を図るため、市町村が行うみんなで健康マイスターを養成する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(みんなで健康マイスター)

第2条 この要綱において「みんなで健康マイスター」とは、次の活動を行う者で、知事が認定した講習を修了した者をいう。

- (1) 自らの健康のため、食や運動などの生活習慣の改善を実践すること。
- (2) 生活習慣の改善に関する知識を家族や友人等に伝え、共有し、実践を促すこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市町村が行うみんなで健康マイスターを養成する事業とする。

2 次の各号に掲げる事業は、対象としないものとする。

- (1) 国庫補助事業として行う事業
- (2) 他の県費補助事業として行う事業
- (3) 他の公的補助金の交付を受ける事業
- (4) 施設整備（土地や既存建物の買収も含む）、維持管理費等を目的とする事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条第1項の事業実施に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費については、対象としないものとする。

- (1) 用地取得費
- (2) 旅費（講師の費用弁償を除く）
- (3) 交際費
- (4) 燃料費、光熱水費及び維持管理に係る経費

(補助額及び支払方法)

第5条 補助額は、別記に定める養成数の実績に応じた補助限度額と補助対象経費の総額を比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、市町村の交付申請額の合計が予算を上回った場合は、申請額を基に不足額を按分し、申請市町村の交付申請額から減額

する。

- 2 別記に定める養成数の算定根拠とできるのは「健康づくり全般」「食事」「からだを動かす」「その他生活習慣」を全て含む4分野以上を申請年度中に受講した場合のみとする。
- 3 補助金の支払い方法は、精算払いとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は知事が定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、毎会計年度定める。

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の変更)

第8条 市町村が、次の各号のいずれかに該当し、知事の承認を得ようとするときは、様式第3号の変更(中止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業の中止

(変更等の承認)

第9条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の承認又は不承認を決定し、様式第4号の変更(中止)承認通知書により市町村に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 市町村は、知事の要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第13条の実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 実績報告書は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内又は補助事業年度末日のいずれか早い期日までに、関係書類を添えて1部、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の関係書類は、毎会計年度定める。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の交付すべき補助金の額の確定通知書は様式第6号のとおりとする。

(交付額の請求)

第13条 市町村は、確定通知書を受理したときは、様式第7号により知事に請求することができる。

2 知事は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(書類の整備保管)

第14条 市町村は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 健康長寿サポーター事業補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記（第5条関係）

養 成 数（補助対象年度の実績）	補助限度額
20人～100人	6万円
101人～200人	12万円
201人以上	15万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

市町村長（公印省略）

令和 年度みんなで健康マイスター事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助事業の計画 | 別紙 1 のとおり | |

※その他、必要とする関係書類については毎会計年度定め、通知する。

別紙 1

補 助 事 業 計 画 書

【 市（町・村） 】 単位：円

事業概要		(みんなで健康マイスターを養成する事業)				
		実施（予定）期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日			
		養成（予定）数	人			
予算措置 状 況		予算計上額 予算議決(予定)年月日		円 令和 年 月 日		
区 分		金 額		摘 要（積算等）		
経 費	補助対象経費					
	補助対象外経費					
	合 計					
財 源	県補助金（申請額）			≦ 補助限度額（ 円） 養成数 限度額 ・ 20 人～100 人：60,000 円 ・ 101 人～200 人：120,000 円 ・ 201 人以上：150,000 円		
	市町村費					
	そ の 他					
	合 計					
担当課名 [] 担当係名 [] 担当者名 []						
電話 [- - (内線)] FAX [- -]						
E-m a i l []						

※ 必要に応じて参考となる資料を添付すること

様式第2号（第7条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金交付決定通知書

令和 第 号
 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度みんな
で健康マイスター事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付方法 精算払い

3 交付の条件

- (1) 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (2) 補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること

様式第3号（第8条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金
変更（中止）承認申請書

令和 第 号
 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた
令和 年度みんなで健康マイスター事業補助金に係る補助事業について、下記のと
おり交付決定の変更（中止）をしたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円
 （変更前交付決定額 金 円）

2 変更の内容

3 変更の理由

※ 別紙1を使用し、変更前を上段に、変更後を下段にして変更前と変更後がわかる
ように記載した資料を添付する。

様式第4号（第9条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金
変更（中止）承認通知書

令和 第 号
 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和
年度みんなで健康マイスター事業補助金に係る補助事業について、令和 年 月
日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更します。

記

1 変更後交付決定額 金 円

 （変更前交付決定額 金 円）

2 変更の内容

※ 変更の内容は、申請書のとおりであればその旨記載する。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金実績報告書

令和 第 号
 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度みんなで健康マイスター事業補助金に係る補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円

- 2 補助事業に要した経費の精算に関する事項 別紙2のとおり

※その他、必要とする関係書類については毎会計年度定め、通知する。

別紙2

補 助 事 業 実 績 書

【 市（町・村） 】

単位：円

事業概要	(みんなで健康マイスターを養成する事業)			
	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
	養成数	人（計画 人）		
予算措置 状況	予算計上額 予算議決年月日	円 令和 年 月 日		
区 分		金 額		摘 要（積算等）
経 費	補助対象経費			
	補助対象外経費			
	合 計			
財 源	県補助額		(計画)	
	市町村費			
	そ の 他			
	合 計			
担当課名 [] 担当係名 [] 担当者名 []				
電話 [— — (内線)] F A X [— —]				
E-m a i l []				

※ 必要に応じて参考となる資料を添付すること

様式第6号 (第12条関係)

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金確定通知書

令和 年 月 日 第 号

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和
年度みんなで健康マイスター事業補助金に係る補助事業は、下記のとおり補助金の額を
確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第13条関係）

令和 年度 みんなで健康マイスター事業補助金交付請求書

令和 第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

市町村長（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知を受けた令和
年度みんなで健康マイスター事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定（確定）額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先

金融機関名

支 店 名

口座の種類 普通・当座 口座番号

名義（カナ）

債権者コード